

平成30年9月定例会 一般質問

「質問・答弁」実録

- 1 平成30年7月豪雨災害について
 - (1) 防災インフラ整備予算のあり方の検証について
 - (2) 避難指示のあり方や避難所の受け入れ体制等の整備について
 - ア 避難指示のあり方について
 - イ 避難場所の受け入れ体制等について
 - (3) 災害復旧事業による一般事業への影響について
- 2 放課後児童クラブの運営について
 - (1) 放課後児童クラブの環境整備について
 - (2) 放課後児童支援員の処遇について
 - (3) 放課後児童クラブの運営費と利用料について

[要望]全国的に範を示すことについて
- 3 県立広島大学について
 - (1) 県内の高等教育機関の現状と県立広島大学の改革について
 - (2) 県立広島大学における子育てによる離職期間中のスキルアップ支援について
- 4 広島県におけるMICE戦略について

自由民主党広島県議会議員連盟

畑 石 顕 司

【はじめに】

皆さん、おはようございます。自由民主党広島県議会議員連盟の畑石顕司です。

今次定例会におきまして、一般質問の機会を与えてくださいました山木議長を初め先輩、同僚議員の皆様には心から感謝を申し上げます。

また、初当選以来、私の活動をいつも支えていただいております、本日議場に駆けつけていただいた皆様を初め支援者の皆様にも心から感謝を申し上げます。

さて、七月の豪雨災害で犠牲となられました方々、被災をされました方々に御冥福とお見舞いを申し上げます。

知事初め当局の皆様におかれましては、復旧・復興に向けて全力を尽くしていただいておりますことに、県民の皆様には成りかわり厚く感謝を申し上げ、早速質問に入らせていただきます。

1 平成30年7月豪雨災害について

(1) 防災インフラ整備予算のあり方の検証について

質問の第一は、七月の豪雨災害について四点お伺いします。

一点目は、これまでの防災・インフラ整備予算のあり方の検証についてお伺いします。

このたびの豪雨災害による死亡者は、広島県の109名を筆頭に岡山県、愛媛県の3県で多くの犠牲者が出てしまいましたが、この3県とほぼ同じ降水量を記録した高知県では、死亡者は3名にとどまっています。

高知県は、過去に豪雨などで土砂崩れや河川の氾濫による甚大な被害を受けた教訓から、長い時間をかけて治水工事を進めるなど防災インフラの強化に力を注いできたことが被害の少なかった理由の一つではないかと言われています。

広島県と高知県の一般会計総予算を比較しますと、過去10年間の平均は、広島県が約9,500億円、高知県は約4,400億円となっており、高知県は広島県のちょうど半分程度の予算規模です。

一方で、土木費は平成30年度当初予算ベースで比較すると広島県の約762億円に対して、高知県は約648億円となっており、総予算が半分以下にもかかわらず遜色がない予算規模です。

過去10年間の推移でも、一般会計当初予算に占める土木費の割合は、平成21年度では広島県が約12%、高知県が約16%、平成30年度では、広島県が8%と減る中、高知県は約14%と依然としてほぼ同水準を維持しており、また、年度によっては、土木費の予算額が、高知県のほうが上回っている年もあります。

本県の土木費は、湯崎知事就任前の平成21年度は、約1,150億円となっており、知事就任初年度の平成22年度に約939億円と前年度から約18%マイナスでスタートして以降、一貫して減らされ続け、平成27年度の約698億円が底となっており、平成21年度比で約40%ものマイナス予算となっているのです。

インフラ整備には、確かに限界があると思います。

しかし、これまで限界があると言えるほどの努力をしてきたのか、財政再建の名のもとに、これほどの土木費を削減してきたことが結果として正しかったのかどうか、これらの検証をまずは行うべきではないでしょうか。

その上で、高知県が過去の災害を教訓に着実な防災インフラの整備を行ったように、我が県も予算編成のあり方を見直さなければならないと考えますが、これまでの土木費のあり方の検証とそれを踏まえた今後の予算編成方針について、知事の御所見をお伺いいたします。

【総務局長】

土木費の大半を占める公共事業費につきまして、本県では、過去、数次にわたる経済対策に伴う事業費の増加などによりまして、ピーク時には、災害復旧費を除いた当初予算ベースで2、700億円を超える高い水準で推移し、それにより社会基盤の整備が進んだところでございますが、一方で、県債を増発したことにより**その後公債費が急増し**、財政状況の悪化につながったところでございます。

なお、高知県との比較につきましては、高知県は人口が本県の約4分の1の70万人程である一方で、面積は本県の8割強あり、また、本県には、域内における道路事業などの実施主体となる政令指定都市があることなどから、単純な比較は困難でございますが、平成以降の決算ベースでの土木費の合計を見ますと、本県が約1.5倍となっております。

本県においては、厳しい財政状況を踏まえ、事務事業の見直しや人件費の抑制などとともに、公共事業費についても見直しに取り組み、現在は、「社会資本未来プラン」及び事業別整備計画等に基づきまして、**優先順位を考慮しつつ**、必要なインフラ整備を計画的に推進しているところでございます。

特に、「災害に強いまちづくり」に向けたハード対策としての公共事業は重要であると認識しており、「防災・減災対策を充実・強化する事業」を最も高い優先順位に位置付け、**必要な事業量の確保に努めてきた**ところでございます。

こうした中、今回の豪雨は、県内に甚大な被害をもたらしましたが、砂防ダムが土石流や流木を捕捉し、下流の被害を防止・軽減した事例が報告されるなど、計画的なハード整備の一定の効果が確認されているところでございます。

今回の豪雨災害の規模などに鑑み、今後の災害対策のあり方については、現在、学識者などによる検証を行っているところであり、その結果も踏まえ、防災・減災に係るインフラの整備を含めた今後の公共事業費につきましても検討してまいりたいと考えております。

(2) 避難指示のあり方や避難所の受け入れ体制等の整備について

ア 避難指示のあり方について

二点目に、避難指示のあり方や避難場所の受け入れ態勢についてお伺いします。4年前の8・20土砂災害以降、広島県が災害対策として注力してきたのがソフト対策であり、「みんなで減災」県民総ぐるみ運動として自主防災運動を推進してきました。このたびの豪雨においては、行政の避難指示等に対して避難行動を起こした住民の方々が少なかったことが反省点であり、今後の取り組みの最重点課題だと知事は言及されています。

「みんなで減災」県民総ぐるみ運動は自助、共助、公助の、とりわけ自助と共助の取り組みを促してきたわけですが、自助と共助任せでは避難行動にはつながらないことが、このたび明白になったと感じています。

ここで、避難行動を促す上での公助の役割について、日本と同様に災害大国である台湾の事例を参考に挙げたいと思います。

台湾では、土砂災害や洪水などで大きな犠牲者を出した経験を踏まえ、防災専門員という日本でいう防災士を各地で養成、彼らに簡易雨量計を支給し、防災を所管する担当部局と双方向で連絡をとり合う体制を構築することで、住民の避難行動をする割合を向上させています。

具体的には、防災専門員は台風や大雨が近づいた際、雨量計による観測を行うよう行政より指示を受け雨量を観測します。そして、予測雨量と累積雨量が避難に係る基準点に達した際には、担当地域に避難勧告等を出す必要があることを地方政府に報告、その報告を受けて地方政府は住民に対して避難情報を発信、防災専門員は避難の支援を行います。

このような地域ごとのきめ細かい避難情報が、住民の避難行動に結びつくとともに避難情報の発信元となることで防災専門員に意識の変化が生まれ、防災リーダーとして地域防災力の強化に大いに貢献しているそうです。

日本では基礎自治体が避難勧告等を発信しており、その最小単位は小学校区単位です。小学校区の中には、避難が必要な場所と、急傾斜地が近くになくなど全く避難の必要がない場所が混在していますが、基礎自治体だけでの対応ではこれ以上の細分化は困難だと思います。

台湾のような体制は、意識が高い防災士が既に養成されている我が県においても構築することは可能であり、このような具体的な体制づくりを進めることこそが公助の果たすべき役割ではないでしょうか。また、避難指示などを避難必要世帯に伝達するには、防災士、自主防災会、消防団、避難時に支援を必要とする方を担当する民生委員などとの事前の取り決めや連携が欠かせませんが、所管官庁の違いによる縦割りの弊害により事前協議も含め、連携が十分とは言えません。

そこで、地域における避難情報を発信する体制や避難指示等の伝達の体制づくりについて今後どのように取り組まれるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

【知 事】

災害に直面した場合に、県民の皆様適切に避難行動をとっていただけるよう、災害から命を守るために必要な情報を「知る」取組、**こちらには多分に自助、公助、共助が含まれているわけでありま**すけれども、こういった取組を集中的に行うとともに、

- ・ 市町における避難情報の発令の判断基準や伝達方法などを定めたマニュアルの作成や訓練の実施といった「公助」
- ・ 地域において、避難情報が発令されたことを教え合い、一緒に避難行動をとっていただくための自主防災組織の活性化や防災リーダーの育成といった「共助」に係る取組

を積極的に推進してきたところでございます。

しかしながら、この度の7月豪雨災害においては、市町による避難情報の発令が県民の皆様の早めの避難行動に必ずしもつながらず、実際に避難する人が少ない状況にございました。

このため、この度の災害におきまして、早めの避難を判断した人、逆に、避難行動をとらなかった人、あるいはとれなかった人のそれぞれの理由などについて調査いたしまして、その際には、併せて、避難に関する情報が届いていたかどうか等につきましても、聴き取りを行いたいと考えております。

その上で、どのような要素が有効に早めの避難行動につながっていくのかを分析してまいります。

また、各市町における

- ・ 避難情報の発令のタイミングや対象地域の選定、
- ・ 住民の皆様への情報伝達の方法が適切であったかどうかなどについて、今後、確認し、課題を洗い出した上で、県民の皆様**に確実に避難していただくよう**
- ・ マニュアルの見直しや
- ・ 小学校区内の、より、きめ細かい避難情報の発信、これも一部の市町では行われているところがございますので、そういったことが各市町でもできるように、市町を支援してまいりたいと考えております。

こうした取組により、避難情報を確実に伝達し、全ての人に、命を守るための行動をとっていただけるよう、全力で取り組んでまいり所存でございます。

イ 避難場所の受け入れ体制等について

次に、避難場所の受け入れ態勢等についてお伺いします。

今回の反省を生かし、災害時に事前の避難行動をする方がふえたとして、避難場所の受け入れ態勢は十分なのでしょうか。

実際に私の地元でも、避難場所が一杯ではかの場所へ移動せざるを得なかったという話や、避難場所の前が川のようになり避難場所に行けなかったという場所もあったと聞いております。

東区内の土砂災害に対応した指定緊急避難場所を調べてみると、上温品学区では介護施設の一カ所の登録のみで、スペースの問題で受け入れ人数に限りがあり、戸坂城山学区及び牛田新町学区の避難場所である小学校は勾配のきつい坂道でかなりの距離を登らなければならない場所です。

このように、このたびの災害でもっと多くの方が避難をされていた場合、受け入れ場所の問題が発生したのではないのでしょうか。

こうした問題に対処するため、避難行動を促す取り組みと並行して避難場所の受け入れ人数や避難場所へのルートなどを地域ごとにもう一度見直し、場合によっては、財政的支援も図りながら受け入れ態勢を整備することが求められます。

また、避難場所の運営においても大きな課題がありました。

一例を挙げるならば、避難された方の体調などによっては、体育館ではなく教室や保健室を利用したほうがよく、そのためには事前に学校側と教室や保健室の開放について協議をしておく必要があります。

さらに、各地区の避難所等において、受け入れ人数に応じた人員配置など事前にマニュアルを作成しておく必要がありますし、国際的にも劣悪だと言われる避難所等の環境整備にも力を入れる必要があります。

南海トラフ地震が必ず来るものとして準備を進めている高知県では、十の避難所をモデル地区として県が運営マニュアルと一緒に作成し、そのノウハウを公開して各地区でのマニュアル作成をサポートしているだけでなく、マニュアル作成経費や避難所等の環境を整備する費用などに対して補助を行うなど財政的なバックアップも行っています。

そこで、各地域での避難ルートを含めた避難場所の整備についてどのような対策を考えているのか、また、避難所等の運営と環境の整備について今後どのように取り組まれるのか、あわせて知事に御所見をお伺いいたします。

【危機管理監】

災害対策基本法では、住民が命を守るために緊急的に避難し、一時的な安全を確保する場所である「指定緊急避難場所」は、市町村長が、あらかじめ指定しなければならないこととされております。

また、県地域防災計画では、市町は、「避難ルートの選定」にあたり、地域の状況を十分考慮するとともに、住民の意見を取り入れた避難ルートの選定を図るものとしております。

県におきましては、これまで「市町防災体制総点検事業」におきまして、「土砂災害警戒区域」の指定等に伴う、「指定緊急避難場所」の見直しについて、助言等の支援を行っているところでございます。

その際、より多くの住民がより身近な場所に安全に避難できるよう、公共施設に加え、マンションなど民間の堅牢な施設を追加指定することについて助言を行っているところでございます。

また、「避難ルートの選定」につきましては、住民が実際に避難ルートを歩いて避難することが重要であることから、自主防災組織が実施するハザードマップの作成や防災訓練などを活用して、安全な避難ルートを選定するよう市町に対して働き掛けているところでございます。

一方、災害の発生時において、被災者が一定の期間避難生活を送るための滞在先である「指定避難所」につきましても、市町村長が、あらかじめ指定しなければならないこととされております。

指定避難所の運営につきましては、平成28年に国が策定した「避難所運営ガイドライン」などにより、市町に対し、避難所運営ガイドラインの作成について助言等の支援を行ってきたところでございます。

このガイドラインに基づき、指定避難所ごとの

- ・ 運営に必要な人員や役割分担
- ・ 避難者の受付や避難生活のルール
- ・ 被災者の特性に応じた居住スペースの確保などについて、

具体的に示す運営マニュアルを市町が作成することで、個々の避難所の環境改善につながるものと考えており、県といたしましては、この度の豪雨災害における避難所運営の課題も踏まえ、マニュアルなどの作成・検証に向け、必要な助言等を行ってまいります。

加えて、県民の皆様は、災害から命を守るための行動を確実にとっていただけるよう、より効果の高い被害防止策を構築する中で、指定緊急避難場所の配置や指定避難所の環境面の在り方などについても検討したいと考えております。

イ 避難場所の受け入れ体制等について（再質問）

御答弁の、これまでの予算のあり方もそうですし、避難所の整備でありますとか、運営マニュアルについてもそうですが、もちろん、これまで県が全くやってこなかったということを使うつもりはありません。

ただ今回の災害を次にどう生かしていくのか、ということが求められているのだろうと思っています。

そういう意味ではこれまでの検証がやはり必要であり、これからどうやって、大きな災害を受けた広島県をこれからどうやって創っていくのか見通しを示していくことが、大変大事ではないかと思います。

本日、高知県の話をさせていただきました。

高知県ではしっかりと土木費をつけてきたこともそうですし、避難所についても、南海トラフ地震が必ずくるものとして、財政的なバックアップをしながら、避難所の整備もしてこられています。

先ほどの御答弁では、市町に対していろいろなアドバイスをしているとのことでしたが、それはそうだと思う。しかし、これから県として、しっかりと避難所を整備をしていく中で、各地域で、私の住む広島市東区でも急傾斜地が大変多く、なかなか避難所に適合したところがなかったり、そういう各場所の状況がある。

その状況に対し、場合によっては、財政的な支援を含め、本気で県が取り組んでいけるのかということが問われていると思いますが、そのことについて、もう一度、決意をお示ししたいと思いますが、いかがでしょうか。

【危機管理監】

避難所の整備に当たりましては、先ほどご答弁申し上げましたけれども、県民の方がより身近な場所に安全に避難していただくことが重要であると考えております。

そのためには、公共施設の指定に加えまして、マンションなどの民間の堅牢な施設を追加指定していくことも重要であると考えております。

その上で、財政支援等について、必要かどうかについては、別途、検討させていただきたいと考えております。

(3) 災害復旧事業による一般事業への影響について

最後に、災害復旧事業による一般事業への影響についてお伺いします。

7月豪雨災害対策経費として8月及び9月補正総額で約2,000億円という過去に類を見ない規模の予算が編成されています。ただ、災害前の状態に戻すためには少なくとも3年程度はかかると言われており、県の土木技師を初め建設コンサルタント、建設事業者の人的リソースの不足も課題となっております。復旧事業の進捗にも心配がある一方で、当初予定されていた事業の進捗が大幅におくれる、もしくは後回しになるのではないかと懸念をしております。

災害等に関係のない事業についてはやむを得ないとしても、治水対策や急傾斜対策など、次の災害を未然に防ぐための事業は、進捗におくれが出ないようにあらゆる手を尽くしていただきたいと思えます。

一例を挙げるならば、このたびの災害で護岸等に大きな被害が発生した東区内を流れる府中大川では、下流域において平成30年代後半の完成を目指し、河川拡幅による治水対策とこの河川に沿った県道の拡幅工事を実施する事業が、県と市の協力のもと、ようやくスタートしたばかりです。

過去に大規模な氾濫被害を出した川であり、河川全域の治水対策を進めていくためには、まずは下流域の河川拡幅が不可欠です。

ぜひとも、事業が着実に、むしろ早期に進捗し、流域住民の安心・安全が高まるように努めていただきたいと思えます。

そこで、このたびの豪雨の災害復旧事業を進める中であって、当初予算で計画されていた治水対策や急傾斜対策など、減災・防災のための一般事業についてどのように進めようと考えておられるのか、知事に御所見をお伺いいたします。

【土木建築局長】

この度の7月豪雨では県内各地で観測史上初となる記録的な豪雨に見舞われ、公共土木施設等に甚大な被害が発生いたしました。

このため、今後の復旧・復興に対する本県の基本的方針としまして「平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン」を策定し、創造的復興による新たな広島県づくりに向け「将来に向けた強靱なインフラの創生」を柱の一つとして掲げ、お示したところでございます。

この中で、公共土木施設の災害復旧事業につきましても、再度災害防止の観点から、改良復旧事業などを積極的に活用するとともに、「社会資本未来プラン」に位置付け、従来から進めてきた府中大川をはじめとする治水対策や急傾斜対策などの防災・減災対策を充実強化する事業につきましても、地域の実情などを踏まえながら、計画的に推進してまいります。

また、現場を担う建設技術者等の確保につきましては、7月豪雨災害を受け、県外からの建設技術者等を確保する県独自の助成制度を創設するための予算を本定例会に提案しているところでございます。

今後も、これらの取組を着実に進め、被災地域の日も早い復興と、将来にわたり県民の皆様が安全・安心に暮らすことができるよう、インフラの強靱化に取り組んでまいります。

2 放課後児童クラブの運営について

放課後児童クラブの環境整備について

質問の第二は、放課後児童クラブの運営について三点お伺いします。

初めに、放課後児童クラブの環境整備についてお伺いいたします。

夫婦共働きが年々増加している今、放課後、子供たちが安全に過ごす場として 放課後児童クラブの役割はますます重要になっています。

我が県においても、量的拡充に向けて運営費を補助していますが、これまで 待機児童の解消、つまり預ける親の視点に軸足が置かれ、子供の視点に立った、外遊びなど、過ごす環境の質的向上を図る取り組みはなかったのではないのでしょうか。残念ながら親のニーズを満たすことばかり躍起となり、子供の成長をいかに促すかといった本来の目的や本質は脇に追いやられています。

小学校低学年が学校で過ごす時間は年間で約1,200時間である一方で、放課後と夏休みなどの長期の休みに過ごす時間は約1,600時間と言われており、その生活環境が子供の発達に極めて大きな影響を与えることは容易に想像が付きまします。幼児期から学童期までは遊ぶことで多くのことを学び、みずから考え、行動する土壌が形成されるものであり、十分に遊ぶことができるような環境を整えてあげることこそが、我々大人の役割であるはずで

放課後児童クラブの開設時間や人数などの運営はさまざまで、校庭の利用ができないケースや夏休みに一日中、缶詰めにされるため、子供が放課後児童クラブに行きたがらず、やむなく鍵っ子になっているといった声を聞いています。また、約4割もの放課後児童クラブにおいて「外遊びができていない」という広島市のサンプル調査結果は、児童館に子供たちが押し込まれている異様な現状が一部ではないことを裏づけています。

本県では今年度から、子供たちのための施策を推進することを目的に、新たに局横断の子供未来応援プロジェクト・チームを設置したところ

そこで、放課後児童クラブでの子供たちの健やかな成長を促す環境を整えるためにも、まずは全県的に現状や課題を把握する必要があると考えますが、質的な環境整備に対する県の考えと今後の取り組みについて知事にお伺いいたします。

【健康福祉局長】

放課後児童クラブは、共働き家庭等の子供の自主性、社会性の向上、基本的な生活習慣の確立を図ることなどを目的に、県内22市町で、約700のクラブが設置運営されております。

近年の女性の就業率の上昇や対象年齢が小学校3年生から6年生に広がったことに伴い、平成27年度には約2万4千人であった登録児童数が平成30年度には3万人を超えるなど、近年、増加の一途にあり、今後、更に需要が増すものと考えております。

こうした中、本県では、放課後児童クラブの現状や課題を把握するため、実施主体である市町に、運営等に関する調査を行ったところ、待機児童が昨年度398人発生するなど、施設や人材が量的に不足しており、各市町とも、放課後児童クラブの支援員確保が最も大きな課題であることが判明したところでございます。

また、全体の42パーセントのクラブは、国が適正規模とする40人を超えての受入れを行わざるを得ない状況にあるなど、放課後児童支援員の不足に伴い、質的な環境が整っているとは言い難いことも把握しております。

一方、外遊びのための場所の確保が難しい場合は、児童館の遊戯室を利用して、体を動かす活動を行うなど、市町において状況に応じた工夫もなされております。

本県といたしましては、まずは、市町が進める施設整備に対する支援を行い、受け皿の確保を図るとともに、放課後児童支援員の資格取得のため県が実施する研修の受講枠を拡充することにより、必要な職員配置による質的な環境整備を進めてまいります。

(2) 放課後児童支援員の処遇について

二点目は、放課後児童支援員の処遇についてお伺いいたします。

国のガイドラインでは、子供40人に対して放課後児童支援員を2人以上配置することになっており、そのうち最低1人は都道府県の研修を受講した保育士等の有資格者を配置する必要があります。放課後児童支援員は、宿題のサポート、遊びのヒントを与える、時には、団体行動をコントロールし、子供の自由な行動を制約しないようにしながらも安全に配慮するなど、あらゆる面から子供たちの発達を促す手助けをすることが求められます。

さらに、特別な支援を必要とする児童も近年増加していることも合わせると子供の健全な成長を促す専門性と安全への責任が学校の先生以上に求められると私は考えます。

そうであるにもかかわらず、広島県内の放課後児童支援員のうち常勤職員の割合はわずか約13%であり、常勤職員であっても給与は低く抑えられています。

こうした状況は全国的に見られ、全国学童保育連絡協議会からも「多くの指導員が不安定な雇用であり、非正規では賃金が上がらず、勤続年数3年未満が半数を占めているため、安心して働き続ける条件が整っていない」と指摘されています。

また、外遊びが十分にできないなどの状況がなぜ発生するのかを考えた時、子供40人に指導員2人以上配置という国の基準が十分ではなく、目の行き届く範囲が限定されるため、やむなく遊び場所を制限せざるを得ないという、配置人数の問題もあります。

子育て大国を自認している鳥取県では、県内の放課後児童支援員の処遇状況を調査し就労形態や配置人数の課題をしっかりと把握した上で、夏休み等の長期休暇時における運営費の加算など、十分な支援とは言えないまでも鳥取県独自の支援メニューを打ち出しています。

そこで、広島県においても放課後児童支援員の処遇状況を調査し、現状分析をした上で、必要な支援策を講じることについて、知事の御所見をお伺いいたします。

【健康福祉局長】

放課後児童支援員の処遇を改善し、人材を確保することは、支援員の働きやすい環境づくりにつながるとともに、子供たちの健全な育成に資する重要な取組であると認識しております。

支援員の処遇改善につきましては、職員の賃金改善に必要な費用を補助する国の制度があり、本県は、市町に活用を促してまいりましたが、昨年度はこの制度を活用する市町はございませんでした。

その原因といたしましては、人材確保が困難なために補助の要件である18時30分以降の開設ができないことや、県内の放課後児童クラブは、公設公営の割合が84パーセントと、全国の35パーセントと比較して高く、各市町において、他の職員との均衡から、放課後児童クラブの支援員に特化した処遇改善に取り組みにくいことなどが考えられるところでございます。

現在、国が設置しました「放課後児童対策に関する専門委員会」におきまして、放課後児童支援員のあり方について、配置基準等の検討が行われております。

本県といたしましては、こうした国の動向を注視しながら、処遇改善の既存制度の活用を市町に働きかけるとともに、県内外の放課後児童支援員の配置や処遇の状況について調査や分析を行い、支援の必要性等について検討を進めてまいります。

(3)放課後児童クラブの運営費と利用料について

最後に、運営費と利用料についてお伺いします。

放課後児童クラブの運営費は、国の基準ではその半分を保護者の利用料で賄うこととされ、残りの半分を国、県、市町で3分の一ずつ負担することとされています。

広島県内の各市町における、おやつ代を除く月額の利用料の徴収状況は、広島市、福山市、廿日市市、府中町は無料となっており、その他の市町の多くが2,000円から、4000円の範囲内での徴収となっていますが、40人規模の放課後児童クラブ運営に係る本来の保護者負担分は、月額で約8,000円程度かかると言われています。

保護者にとって利用料は安いほどありがたいのは当然のことだと思いますが、安い利用料であることで子供たちの置かれている環境整備、例えば、放課後児童支援員をふやすなどの対策が施されず、結果として子供たちの健全な発達に影響があるのだとすれば本末転倒な話です。

このような安い利用料は、民間の放課後児童クラブ参入の障害にもなります。所得や兄弟の通所数に応じた利用料の減免措置は充実させた上で、利用料の負担をしっかりと求めていくべきだと考えます。

そこで、広島県において放課後児童クラブの環境や放課後児童支援員の処遇などのあるべき姿を整理し、その運営費と利用料負担のモデルを市町と保護者に示すことで、子供たちの健全な発達に本気で取り組む姿勢をぜひとも打ち出していきたいと思いますが、知事の御所見をお伺いたします。

(要 望)

この放課後児童クラブの制度が法的根拠を受けたのは、1997年と歴史が浅く、そもそものスタートが女性の就労促進策、つまり働く親のニーズから始まった制度となっており、夫婦共働き家庭の増加とともに待機児童問題が顕在化し、受け皿の拡大という対処療法を続けて今日に至っています。

子供たちにとって成長、発達するためにはどのような環境が望ましいのかという本来の視座に立った施策を広島県として打ち出し、全国に範を示していこうではありませんか。

3 県立広島大学について

(1) 県内の高等教育機関の現状と県立広島大学の改革について

質問の第三は、県立広島大学について二点お伺いいたします。

一点目は、県立広島大学の改革についてお伺いします。

今次定例会において、県立広島大学の改革に向けた検討を進めるための補正予算案が提案されております。現在示されている県立大学改革の検討内容は、「既存学部の再編成」と実践的な課題解決演習を行う新たな学部もしくは大学の新設という二つの柱で成り立っています。

A I や I o T 化の進む時代に求められる能力は、情報収集能力や課題解決力であり、政治、経済、歴史、数学、科学、芸術といった幅広い教養を徹底して学ぶことで身につけることができると言われています。

このたびの県立広島大学の改革の方向性が、こうした幅広い教養教育の徹底であれば後押しをしたい気持ちもありますが、現在の大学を取り巻く環境を踏まえると、新たな学部もしくは大学の新設には、議論、熟慮すべき点があると考えています。

大学の数や定員数は平成期以降も右肩上がりです。公立大学についても地域進学者の受け入れなど地域の活性化を目的として多様な大学・学部が設置され、平成元年の39校から平成29年の89校へと倍以上ふえています。

一方で、本格的な少子化時代に突入しており、これまでの定員数はもはや必要でないことは明らかです。このため、文部科学省もことし五月に大学改革についての方向性を発表しており、大学教育の質の向上を目指す中で各大学の役割・機能の明確化、大学の連携・統合の推進などの論点を掲げています。

特に大学の連携・統合については、国立・公立・私立の垣根を越えた連携を推進させることを目的とした大学等連携推進法人設置の可能性まで打ち出した踏み込んだ内容になっています。

つまり、少子化時代における大学のあり方が問われている今、広島県内の高等教育の現状と全体像を分析し、生徒数が減少する将来を踏まえて大学の連携・統合を含めた高等教育の再配置への布石を打たなければならない時期にあると考えています。

広島県に求められるのは一大学として県立大学をどうするかではなく、広島県全体の高等教育をこれからの時代に沿った形に導き、教育県広島の名を一層高めることにあるはずです。

残念ながら、県立大学改革のこれまでの議論では県内大学関係者や有識者は参加しておらず、この論点が抜けて落ちている状況と言わざるを得ません。

そこで、広島県の高等教育の現状と今後をどのように捉えているのか、また、県内の国立、私立大学のあり方を含めた県立大学改革を進めていくことについてどのようにお考えか、あわせて知事の御所見をお伺いいたします。

【知 事】

人口減少やグローバル化の進展など、本県を取り巻く社会経済環境が大きく変化する中、地域の活力を維持していくためには、あらゆる分野の力の源泉となる「人づくり」が極めて重要であり、「地域の成長・発展を支える人材」から「世界を舞台に活躍する人材」まで、多様で厚みのある人材層を形成し、社会の様々な場において継続的にイノベーションを創出していくことが不可欠であると認識しております。

国におきましては、将来の18歳人口について、2017年の120万人から、2040年には88万人まで減少し、大学進学者数は約80%に減少するとの推計を踏まえて、高等教育における学びの再構築が検討されており、本年6月の中間まとめでは、

- ・学修者本位の高等教育への転換や、
- ・文系・理系の区別にとらわれない、新しいリテラシーにも対応した教育、
- ・初等中等教育からの接続を意識した「学び」の再構築

といった教育の質の転換に加えて、多様な年齢層を対象とするリカレント教育や、留学生交流の推進など、新たな価値の創造につながる多様な価値観が集まるキャンパスが必要と指摘されたところでございます。

一方で、県内の高等教育の現状を見ますと、平成30年度の県内大学の定員充足率は101.4%となっているものの、一部の大学で定員割れとなるなど、ミスマッチが生じているところでありまして、また、県全体では、大学進学時に毎年千数百人の転出超過が続いているという状況でございます。

こうした国の動向や本県の現状を踏まえまして、県内大学におきましては、時代のニーズを踏まえた学部・学科の再編や共学化などの改革を進められており、県立広島大学におきましても、県内外の若者が集う魅力ある教育環境を提供することが必要であるという認識の下、改革に取り組んでいるところでございます。

また、本県といたしましては、人づくりは、オール広島県で取り組む必要があると考えており、県立広島大学の改革のみならず、県内の各大学がそれぞれの強みを生かしつつ、お互いに補完し合いながら、時代の要請に応じた広島県の高等教育環境を、構築していく必要があると認識しております。

このため、平成24年度以降、国公私立大学連携による教育プログラムの開発、実施などに取り組むとともに、平成26年度には、広島大学、県立広島大学そして広島市立大学の教務担当の副学長等による検討会を立ち上げまして、今後、育成を目指すべき人材像や必要な教育プログラムについて取りまとめ、定員等の問題もにらんだ共同運営等については、引き続き、検討課題とされましたが、それらを共有しつつ、それぞれの特色を生かした改革を進めることとして、議会へも御報告させていただいたところでございます。

こうした経緯も踏まえまして、本年6月以降、県立広島大学の改革について、県内の国公私立大学と経済団体で構成する「大学連携推進連絡会」に検討内容を報告し、意見交換を行っており、その際、

- ・新たな教育モデルは、これまで県外大学に進学していた層の受け皿になる。
- ・世界的な潮流とも一致した方向性であり、県から実践して、県内他大学と連携しながら、県内全域

に広めていってもらいたい。

・産業界と連携したプラットフォームの構築は、個々の大学では難しい部分があるので、県立大学が中心になって欲しい。

といったご意見をいただいております。今後、県内大学との単位互換制度の導入やプラットフォームの共有化など、具体的な方策を協議することとしております。

また、中間まとめで必要性が指摘されておりますリカレント教育につきましても、今後ニーズが高まっていくものと考えておまして、県立広島大学では、現在、学部・大学院の正規課程への社会人特別枠の設定や科目等履修生、聴講生の受入れ、MBAにおける公開講座などに取り組んでいるところでございますが、県立大学の改革を契機に、この分野でも、県内大学との連携を進めるなど、更なる充実を図ってまいりたいと考えております。

この度の改革は、県立大学の改革のみに留まることなく、県内外の学生や学び直しを希望する社会人が、「広島で学びたい」と思える魅力ある高等教育環境の構築を目指して、県内の関係者・有識者等の意見もお伺いしながら、県内大学や経済団体と連携し、本県が先頭に立って、全力で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

(2) 県立広島大学における子育てによる離職期間中のスキルアップ支援について

次に、県立広島大学における、育児による離職期間中のスキルアップ支援についてお伺いします。

今日、女性の活躍は国や県を問わず重要な政策課題となっています。その中で、出産や育児が理由で女性が仕事を辞めることに対して、社会的な損失として捉える風潮が生まれてきているように感じます。

先日も、女性の出産退職による経済的な損失が一・二兆円との新聞の見出しを目にしました。子供は宝と言う一方で、出産退職や育児による離職をマイナスに捉える風潮は戒めるべきであると考えます。

出産後も働き続けることへの支援については、待機児童の問題などはあっても国、各自治体ともに問題認識を強く持ち、各施策に懸命に取り組んでいるところです。

一方で、育児休業中や退職をした女性への取り組みは就職活動に関する相談対応などにとどまり、手薄と言わざるを得ません。

キャリア形成を長い目で見た場合、育児期となるおおむね二十代後半から三十代半ばの期間は、自分のそれまでのキャリアを見つめ直すのに適しており、また、生産年齢人口減少社会にあっては、一人一人の生産性の向上が求められています。

育児による離職期間を、社会的損失や、社会や職場から取り残されるといったネガティブな捉え方をするのではなく、離職をする期間は人それぞれでも育児をしながら自分磨きをすることができる輝かしい時間として有効に使うことを選択できる社会にするべきだと思います。

県内では広島大学が学内保育を実施している例があり、また、県立広島大学でも子供を連れての経済学セミナーを開催するなど、育児離職中の自分磨きを後押しする取り組みは少しずつ広がっています。

県立広島大学は、県立広島女子大学がルーツの一つであることから、育児 離職中の女性のスキルアップにもっと積極的に取り組む必要があると思います。

まずは、学内保育や託児所を設けるなど、育児をしながら自分磨きをすることができる具体的な環境整備をしてはいかがでしょうか。また、三原キャンパスでは附属診療センターを活用した病児保育所を整備することで、近隣保育園とのすみ分けと連携により地域の保育環境の充実を図ることも可能となります。

そこで、県立広島大学における、子育てによる離職中の方が学ぶことができる環境整備について、知事の御所見をお伺いいたします。

【環境県民局長】

地域社会の持続的発展の原動力として、女性の活躍促進は、近年、ますます期待が高まっていることから、県立広島大学におきましても、積極的に取り組むこととしております。

具体的には、子供を連れて学べる機会を望む声を受け、育児により離職中の女性を対象に、「お子さま連れで学べるマネジメント基礎講座」を、平成24年度から毎年開催しており、今年度は、2回の開催に延べ20名の参加を得るとともに、アンケート結果において、高い満足度をいただいております。

また、このほかにも、科目等履修生・聴講生の受入や、48に及ぶ公開講座の開催などを行っており、引き続き、県内企業との意見交換や参加者アンケート等によりニーズの把握に努め、更なる内容の充実を図るとともに、積極的な広報を行うなど、多くの方に参加していただけるよう、取り組んでまいります。

また、県立大学内の託児や育児環境の整備、三原キャンパスにおける附属診療センターの機能を活用した地域の保育環境向上への貢献等につきましては、今後、ニーズ把握や関係者との協議を行うなど、検討を進めてまいりたいと考えております。

引き続き、子育てにより離職中の方のスキルアップやキャリア形成に向けた声をよく聞きながら、具体的なニーズに対応した学びの環境整備を推進してまいります。

4 広島県におけるMICE戦略について

最後の質問は、国内外の会議やイベント誘致を目指すMICE戦略という切り口から、県庁敷地を含めた紙屋町地域の都市づくりの課題についてお伺いしたいと思います。

MICEを開催することは大きな経済的効果を生み出すほか、人や情報の交流により都市の競争力、ブランド力の向上に寄与するなど社会的効果も大いに期待されています。

このため、それぞれの都市がマーケットやターゲットを明確にした上で自分たちの都市の特徴を再認識しながら、都市の競争力などの向上に向けて、強みを生かし、弱みを補うべく戦略的に都市づくりを進めるなどMICE誘致の競争は激化しています。

こうした中、広島市における国際会議の誘致件数は、世界的な知名度がありながら、グローバルMICE都市に選定されている1の政令指定都市のうち10位と下位に低迷しています。

一方で、札幌市や福岡市は綿密な分析をもとに東アジア、東南アジアをマーケットとして位置づけ、会議施設、展示場、ホテルなどを一カ所に集積させる施設整備を通じて都市づくりを戦略的に進めているところです。

広島県と広島市においては、MICE戦略を重要戦略と位置づけながら、どのようなマーケットを狙い、どのような規模の会議やイベント誘致に力を入れるのかといった詳細な検討はされていませんし、足りないと言われている展示スペースの整備やMICE関連施設の集積などについても検討されていない状況です。

MICE誘致には、MICE誘致の戦略性とともな都市づくりの戦略性も合わせて問われるのだと思いますが、残念ながらいずれの戦略性もないのが広島県、広島市の現状ではないでしょうか。

私としては、中四国の経済活動を牽引し、交通アクセスにすぐれ、ホテルやスポーツ施設が既にあり、公有敷地がほとんどを占める紙屋町地域こそ、MICE施設を集積させるにふさわしく、世界から訪れた人々が平和のとうとさを感じながら交流できる場所として都市づくりを進めるべきだと思います。

そのような方向性、つまりビジョンが明確になれば、老朽化したファミリープールや図書館はどうするのかなど県庁の敷地も含めた公有敷地についての検討が始まり、サッカースタジアムも周囲との連携によって施設がより生きてくることでしょう。そして、バスセンターの再配置や都市内高速道路の延伸など交通アクセスの検討もする必要が生まれます。

このように、ビジョンを示さなければ物事は動いていかないのではないのでしょうか。

広島商工会議所がMICE戦略を年末までに作成すると伺っていますが、それを待つて検討するという受け身の姿勢ではなく、県も明確な方向性をみずから考え、紙屋町地域の都市づくりを広島の活性化につなげるべく主体的に取り組まなければならないはずです。

そこで、県としての綿密なMICE戦略を策定し、誘致に向けた施策を打ち出すことについて、また、MICE関連施設を集積させる紙屋町地域のまちづくりについて、あわせて知事の御所見をお伺いいたします。

【知 事】

MICE誘致につきましては、広島観光コンベンションビューローを中心としまして、県や、広島市、大学、経済界などを構成員とする広島産学公連携MICE推進協議会を平成24年に設置をいたしまして、MICE誘致に関する事項について協議、検討を行うとともに関係者が連携しながら、誘致活動や受入態勢の充実などに取り組んできたところでございます。

こうした誘致活動を効果的に進めていくため、平和都市の知名度を活かした平和分野や、広島大学の人脈を生かした医学分野などの誘致を重点的に進めるとともに、セールス・プロモーションやユニークベニューの、特徴あるこの、会議場所ですね、この利用促進などに取り組んでいるところであります。

また、海外での観光プロモーション活動などの際には、MICEのキーパーソンとの面会を行うなど、人的ネットワークの構築も図ってきたところであります。

MICE誘致活動は、県、広島市、経済界などの連携が不可欠でございますので、その戦略策定につきましては、これまでの成果や、現在、広島商工会議所において議論されておりますMICEの推進に向けた検討の結果も踏まえつつ、十分に協議をしながら検討を進めてまいります。

次に、「紙屋町」を含む広島市都心のまちづくりにつきましては、一昨年度、広島市と共同して策定をいたしました「ひろしま都心活性化プラン」において、様々な人を惹きつける多様かつ高次な都市機能を地域の特性に応じて民間の活力も活用しながら、充実・強化することとしております。

中でも、国際会議などを開催するMICE関連施設については、いわゆる「札幌広福」といわれる他の地方中枢拠点都市と比較して、国際会議の開催件数や、ホテルの施設数などで劣っている状況にございますことから、プランに基づきまして、国際会議の誘致や受入れ環境の整備に取り組むこととしております。

このため、先導的な取組として、広島市においては、今年2月に紙屋町・八丁堀地区の幹線道路沿いを中心に、「地区計画の見直し」を行い、魅力向上と、にぎわいを創出するとともにMICEの推進を図るためにコンベンション機能を備えた良質なホテル施設を誘導するため、容積率を割り増す規定が盛り込まれたところでございます。

こうした取組などを進めることによりまして、広島国際会議場などの会議施設や既存のホテルを含め、都心部に、先生ご指摘のようにMICE関連施設をさらに集積させるということで、複数の施設が連携し、より大規模な数千人規模の国際会議の誘致に向けた取組が可能になると考えております。

今後とも、広島市や経済界などと連携をしながら、MICEの推進などを通じて紙屋町地域においても、プランに掲げる将来像である「誰もが集えるにぎわいと交流の都心(まち)」の実現に取り組んでまいります。

なお、大規模な展示場を含むMICE施設につきましては、他都市の実績などによりまして施設の稼働率が低い傾向にあることから、土地の価値を最大限生かす観点から、一定の周辺部の交通結節点である宇品や商工センターが検討されていると認識をしております。

【終わりに】

以上で、質問を終わります。

今、国会、都道府県議会、市町議会を問わず世の中の目は、議会に対して大変厳しいものになっていると感じています。

議員の仕事はさまざまですが、知事や首長が提出する予算案や事業について、それぞれの議員がさまざまな角度から議論をすることで磨きをかけ、国民、県民、市民が安全で豊かな生活を送れるようにすることこそが第一義です。

知事に対して過度な寄り添いではなく、また、やみくもな反対でもなく、常に県民の皆様の存在を感じながら闊達な議論を通じて広島県発展のために尽くしていくのが議会の唯一で最大の目的です。

前回の選挙で与えられた任期も残り半年余りとなりましたが、闊達な議論が行われる議会にしてい くために、微力ながら前進をしていきたいと思ひます。

そのような決意を申し述べさせていただきます、質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。